

委員会提出議案第2号

令和6年6月21日

石岡市議会

議長 関 口 忠 男 殿

議会運営委員会

委員長 谷田川 泰

石岡市議会会議規則の一部を改正する規則を制定することについて

上記議案を地方自治法第109条第6項及び石岡市議会会議規則第13条第3項の規定により、別紙のとおり提出します。

提 案 理 由

地方自治法の改正による議会に係る手続きのオンライン化へ対応すること等により、全国市議会議長会で示す標準市議会会議規則が改正されたことに伴い、当該規則の一部を改正するため。

石岡市議会会議規則の一部を改正する規則

石岡市議会会議規則（平成17年石岡市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「，」を「及び」に，「第110条」を「第109条の2－第110条」に改める。

第3条第3項中「必要があるときは」を「必要があると認めるときは，討論をしないで会議に諮って」に改める。

第6条中「すべて」を「全て」に改める。

第8条第2項中「必要があるときは」を「必要があると認めるときは，会議に宣告することにより」に改め，同条中第3項を第4項とし，第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず，議長は，会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは，会議時間を変更することができる。

第14条中「，再び」を「は，再び」に改める。

第18条第1項ただし書中「承認」を「許可」に改め，同条第2項中「又は承認」を削り，「承認」を「許可」に改める。

第28条中「職員の点呼に応じて，順次，投票用紙を投票箱に投入する」を「議長の指示に従って，順次，投票する」に改める。

第30条に次の1項を加える。

4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は，議長が定める。

第35条第1項ただし書中「又は議会運営委員会」を削る。

第42条第2項中「会議」を「議会」に改める。

第43条第2項中「中間報告することができる」を「議会の承認を得て，中間報告をすることができる」に改める。

第48条第1項中「しないことができる」を「しない」に改める。

第49条及び第51条中「すべて」を「全て」に改める。

第54条第1項中「すべて」を「全て」に改め、同条第2項中「反する」の次に「と認める」を加え、「、従わないときは」を「従わないときは、」に改める。

第55条第1項中「質問」を「質疑」に改める。

第61条中「第57条」を「第55条及び第57条」に改める。

第71条ただし書中「異議があるとき」の次に「は」を加える。

第72条第2項ただし書中「ときは、」の次に「討論をしないで」を加え、同条第3項中「すべて」を「全て」に改める。

第1章中「第9節 公聴会、参考人」を「第9節 公聴会及び参考人」に改める。

第75条第1項中「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改める。

第80条第1項中「し、又は記録」を削る。

第81条中「、書面又は電磁的記録をもって作成し」を削る。

第83条中「（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員）」を削る。

第87条ただし書中「承認」を「許可」に改める。

第88条第1項及び第2項を次のように改める。

議長は、請願文書表の配布とともに、請願を、所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

第88条第3項中「みなす」を「みなし、それぞれの委員会に付託する」に改める。

第90条ただし書中「承認」を「許可」に改める。

第93条を次のように改める。

（陳情書の処理）

第93条 議長は、陳情書又はこれに類するもので議長が必要であると認めるものは、請願書の例により処理するものとする。

第98条を次のように改める。

(決定の通知)

第98条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第99条ただし書中「議長の許可を得たときは」を「会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについては」に改める。

第101条の見出し中「印刷物の配布の許可」を「の配布許可」に改め、同条中「資料、文書等の印刷物」を「資料等」に改める。

第102条中「すべて」を「全て」に改め、同条ただし書中「あるとき」を「あると認めるときは」に改める。

第104条中「ことは」を「ことが」に改める。

第105条中「会議」の次に「並びに委員会」を、「議会」の次に「又は委員会」を、「とき」の次に「は」を加える。

第7章中第110条の前に次の2条を加える。

(電子情報処理組織による通知等)

第109条の2 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第1項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式に

よる表示をする場合に限る。

- 3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。
- 4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第19条、第81条、第86条第1項及び第88条第1項の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。
- 5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。
- 6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定め

るところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

第109条の3 この規則の規定（第27条第1項（第70条において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。